

# 熊本県公報

第 1 2 5 4 9 号 平成 28 年 8 月 30 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

告 不	
○熊本県公共工事請負契約約款の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・ (監理課)	1
○臨時種畜証明書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(畜産課)	1
○市房ダム堰堤改良(仮設事務所賃貸借)業務に係る一般競争	
入札の参加資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(河川課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止・・・・・・・・ (社会福祉課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の事業の休止・・・・・・・・ ( " " )	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の変更・・・・・・・・ ( " )	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・ ( " " )	4
○指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・(障がい者支援課)	4
○指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・(障がい者支援課) ○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全課)	5
公告	
○ウィルス対策システム等用サーバ機器等の賃貸借に係る一般	
競争入札の落札者等の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・(情報企画課)	5
○市房ダム堰堤改良(仮設事務所賃貸借)業務に係る一般競争	
入札の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(河川課)	5
○県が設置する公の施設における指定管理者の募集(三角港波	
多マリーナ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○肥料登録有効期間更新····································	10
登 載 依 頼	
○有明海自動車航送船組合議会平成28年第2回定例会の招集	
······(有明海自動車航送船組合)	11
〇平成28年度第1回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専	
門部会の開催・・・・・・・・・・・・(熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会)	11
○平成28年度熊本県環境審議会鳥獣部会の開催・・・・・・ (環境審議会鳥獣部会)	11

#### 告 示

#### 熊本県告示第767号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款

熊本県公共工事請負契約約款(平成23年熊本県告示第349号の14)の一部を次のように改正する。

第36条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

附則

この約款は、平成28年9月1日から施行する。

### 熊本県告示第768号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番 号	種畜の名号	品 種	検査 成績	飼養者	検査場所
平成 28 年	11361025350	咲	褐毛和種	1級	熊本県農	合志市

8月8日					業研究セ	
(月)					ンター	
	11501001206	福栄豊	褐毛和種	1級	熊本県農	
					業研究セ	
					ンター	
	11361034116	栄気	褐毛和種	1級	熊本県農	
					業研究セ	
					ンター	
	11478319359	勝隼照	黒毛和種	1級	熊本県農	
					業研究セ	
					ンター	

#### 熊本県告示第769号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第3 72号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加 する者に必要な資格等について告示する。

平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 競争入札に付する事項
  - 市房ダム堰堤改良(仮設事務所賃貸借)業務
- 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げると ころにより、 要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

- 入札参加資格を得るための申請方法等
- 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、 綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示 すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。 により提出するこ

- 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先 (2)熊本県出納局管理調達課管理班 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - 電話番号 096 - 333 - 2581
- 入札参加資格審査申請書の受付期間 (3)公告の日から平成28年9月13日(火)午後5時までとする。 ただし、受付期 間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。 入札参加資格審査結果の通知
- (4)
  - 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月3 1日までとする

有効期間の更新手続 (6)

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申 請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日(閉庁日を除く。)ま でに行う。

#### 熊本県告示第770号

(昭和25年法律第144号) 第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国 生活保護法 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平 成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により 次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示

。 平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日

田尻医院	荒尾市大島町三丁目8-20	平成28年5月2日
山村皮膚科医院	荒尾市大島字角田133-5	平成28年4月30
		日
佐々木内科	天草市牛深町2061-2	平成28年6月30
		目

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
平山新町調剤薬局	八代市平山新町字中道4477	平成28年6月30
	- 3	日
東洋調剤薬局本町	八代市本町1-10-32	平成28年4月30
		日
杉原薬局小国店	阿蘇郡小国町大字宮原字下湯原	平成28年6月30
	1 7 7 1 - 1	日

#### 熊本県告示第771号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

。 平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
土谷外科胃腸科医院	八代市迎町一丁目4号16番地	平成28年5月23
		目

#### 熊本県告示第772号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	変更	事 項	変更年月日
及び所在地	旧	新	夏 史 千 月 日
うえの内科・胃	名	称	平成28年6月
腸内科	うえの胃腸科内科	うえの内科・胃腸内	20日
八代市本町三丁		科	
目 2 番 3 号	所 在 地		
	八代市本町二丁目2	八代市本町三丁目2	
	番 9 号	番 3 号	

#### (歯科)

 4 1 1 7			
医療機関の名称	変更	事 項	変更年月日
及び所在地	旧	新	发 史 十 月 日
わたなべ歯科	所 在	地	平成28年6月
菊池郡大津町室	菊池郡大津町大津1	菊池郡大津町室70	2 0 日
7 0 1 - 1	233-5	1 - 1	

(薬局)

医療機関の名称 変 更 事 項 変更年月日

及び所在地	旧			新	]	
ファーコス薬局		名	称		平月	戈28年6月
めろん	めろん薬局		ファーコン	ス薬局めろ	1 ₺	3
八代郡氷川町鹿			$\lambda$			
島 1 0 4 7						
(訪問看護)						
事業者の名称及	医療機関の名		変更	事 項		   変更年月日
び所在地	称及び所在地		旧	新		7 変更平月日
特定医療法人萬	訪問看護ステ		医療機関の	の所在地		平成27年
生会	ーション光の	菊池郡	菊陽町光	合志市幾久	富	9月1日
熊本市南区田迎	森	の森 6	-6 - 3	1866-	1	
町田井島224	合志市幾久富			680		
番地	1866-1					
	6 8 0					

**熊本県告示第773号** 生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 生活保護法(昭和25年法律第144年)第49条(中国残留邦人等の円宿な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### (医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
山村皮膚科医院	荒尾市大島字角田133-5	平成28年5月1日
上村ぬくもり診療所	阿蘇郡南阿蘇村河陽4457	平成28年7月15日
	- 1	

#### (薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ふくろ町薬局	八代市袋町1番41号	平成28年4月1日
平山新町調剤薬局	八代市平山新町4477-3	平成28年7月1日
下野中央薬局	阿蘇郡南阿蘇村大字下野40	平成28年7月25日
	1 - 3	
陽だまり薬局	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽44	平成28年7月25日
	57-3	
にこにこ薬局	阿蘇郡小国町宮原下湯原17	平成28年7月26日
	7 1 - 1	

#### (訪問看護)

事業者の名称及び所在地	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
株式会社PLUNURE	訪問看護ステーションCru	平成28年5月1日
熊本市東区下江津五丁目	toあまくさ	
14 - 19	天草市本渡町広瀬1588-	
	6 1	

熊本県告示第774号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定によ り公示する。

平成28年8月30日

熊本県知事	藩	鳥	郁	#:
	7 III	ਰਚ	(HI)	$\overline{}$

事業所の名称及	事業者の名称、主た	指定年月日	事業所番号	障害児通所
び所在地	る事務所の所在地及			支援の種類
	び代表者の氏名			

とぽす	有限会社 峰村	平成28年9	4350700078	指定放課後
水俣市丸島町三	水俣市陣内二丁目4	月 1 日		等デイサー
丁目2番12号	番11号			ビス
	峰村 直樹			

熊本県告示第775号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の 供用を開始する。

その関係図面は、平成28年8月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市七城町清水字屋敷 358番1地先から	49.4	単道改
		同所 360番1地先まで		

供用を開始する期日 平成28年8月30日

#### 公 告

#### 熊本県公告第537号

無実制を表現的につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特定政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7 年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
  - ウィルス対策システム等用サーバ機器等の賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課業務システム改革支援班 郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日 3 平成28年7月7日
- 落札者の氏名及び住所 4

日立キャピタル株式会社 九州法人支店

福岡県福岡市博多区店屋町1番35号

- 落札金額 5
  - 35,041, 572円(うち消費税及び地方消費税の額3,127,572円)
- 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日

平成28年5月27日

#### 熊本県公告第538号

- 般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め (平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 競争入札に付する事項
  - (1)

業務(賃貸借)の名称 市房ダム堰堤改良(仮設事務所賃貸借)業務 業務に係る発注・契約担当部局

- (2)熊本県土木部河川港湾局河川課河川開発室(熊本県庁行政棟本館12階)
- 業務に係る入札担当部局 (3)熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
- 賃貸借物件の数量、規格・品質等 (4)

プレハブ(軽量鉄骨造)平屋建1棟 約185平方メートル 詳細は、「市房ダム堰堤改良(仮設事務所賃貸借)業務仕様書」による。

借入期間 (5)

平成29年3月1日から平成33年2月28日まで

- 納入期限 (6)
  - 平成29年2月28日まで
- 納入場所 (7)
  - 熊本県球磨郡水上村大字岩野地内(熊本県市房ダム管理所)
- (8) 入札方式 (紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入 札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認 願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉 塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(9)入札金額

入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、48月賃借料率で計算すること。 なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する 額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て た金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108 ہ کے 分の100に相当する金額により入札するこ

- 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等) (10)運用基準の規定を準用する。
- 最低制限価格の設定 (11)

この入札は、最低制限価格を設けない。

- 入札参加者の必要な資格に関する事項
  - 次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
  - 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱( 平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付け

また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け 付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

- 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)受付期間 公告の日から平成28年9月13日(火)午後5時まで
- 競争入札参加資格審查申請書提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

競争入札参加資格申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

提出の方法 工

> イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送 する場合は、アに記載する受付期間内までに必着とする。

- 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の (2)申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の
- 申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成14年 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。 (4)
- 入札参加のための確認申請
- 提出書類 (1)

この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件の全てを満たす者で あることの確認を受けるため競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

提出方法 電子入札システムにより入札する場合は、電子入札システムにより提出するこ なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出 された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、 書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出するこ

提出期間 (3)

公告の日から平成28年9月27日(火)午後5時まで

(4)提出先

1(3)に掲げる入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班

確認結果の通知 (5)

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提 出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

入札手続等

入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年9月27日 (火)午後5時まで受け付ける。

入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書 (2)の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において 公告の日から平成28年10月11日(火)まで行う。

(3)入札の方法

電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28 年10月7日(金)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。 紙入札による入札の方法

- (r) 平成28年10月11日(火)午前10時 日時
- 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 (1)

熊本県出納局管理調達課管理班

入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年10月7日(金)(必着)までに1(3)に掲げる入札担当部局 (熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、 封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に業務の名称 及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の 中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を 入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(7)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い (郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入 札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものと する。

入札の回数及び再入札の日時等 (5)

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、 電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を 受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6)入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引 換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが 判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者 が認めた入札

電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公 正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加 させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8)落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定によ り作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9)入札保証金 免除する。

契約について

(2)

(1)契約書の作成の要否

契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊 本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過 した目

(3)落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過し た日

契約保証金 (4)

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1 項の規定により、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入月数(48月)を乗じて 得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保 証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、 同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することがで きる。納付期限

5 (3) に掲げる期限 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局 提出場所 イ

熊本県土木部河川港湾局河川課河川開発室

その他

- 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と (1)
- する。 ) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受 (2)ける。
- 問合せ
- (1)問合せ先

入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること

業務内容に関すること

熊本県市房ダム管理所

電話番号  $0\ 9\ 6\ 6\ -\ 4\ 4\ -\ 0\ 3\ 0\ 4$ 

ファックス番号 0966-44-0659

発注・契約に関すること

熊本県土木部河川港湾局河川課河川開発室

電話番号 096-333-2510

ファックス番号 096-382-3277

競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること 熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- 電子入札システムの操作方法に関すること くまもと県市町村電子入札コールセンター 電話番号 096-373-2032
- 096 370 5455ファックス番号 受付時間 (2)

午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- Summary
  - Name and Content of Consignment (調達する役務の名称、数量)

Temporary business office of ichifusa dam

(2)Date and Place for tender: (入札期日)

Date: October 11, 2016, 10:00am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division(熊本県出納局管理調達課)

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3)Name of Department in Charge of Bidding Contract (担当部局名称、連絡先) River Management Division

River and Harbor Administration Bureau

Department of Civil Engineering

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan Phone: 096-333-2510

Other (その他) (4)

Language: Japanese Currency: Japanese Yen

#### 熊本県公告第539号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 指管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1)

三角港波多マリーナ(以下「マリーナ」という。)

場所 (2)

宇城市三角町波多字郷開2864番地115

(3)施設の規模等

浮桟橋3基

駐車場面積 1,823平方メートル

施設の概要 (4)

長期使用浮桟橋2基、短期使用浮桟橋1基、入退場管理システム1式、防犯カメラ設備1式、駐車場、管理棟1棟、浄化槽1槽

- 指定管理者が行う業務
  - 施設の利用調整及び管理に関する業務 (1)
  - 施設の使用の許可に関する業務
  - (3)
  - 3) 施設の維持に関する業務 4) その他指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務 指定管理者の指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 県内に事業所を有する。 2)
- 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。 労働者災害補償保険に加入していること。

- 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続し ている場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 申請の手続

(1)

提出書類 申請に当たっては、次の書類を提出すること。指定管理者指定申請書

事業計画書及び収支予算書

- 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類 ゥ
- 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他 の団体の財務状況を明らかにする書類
- 力 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務 の内容を明らかにする書類
- 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない 事業者の場合を除く。)
- 納税証明書
  - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - (イ) 熊本県の県税 (同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業 所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)に ついて未納がないことの証明書
- 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳 グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、 役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴
- 力団との関係の確認に関しての申立書
- その他知事が必要と認める書類
- 申請書の提出先

熊本県土木部河川港湾局港湾課(県庁行政棟本館12階)

〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話  $0\ 9\ 6\ -\ 3\ 3\ 3\ -\ 2\ 5\ 1\ 5$ F A X096 - 387 - 2461

(3)提出期間

平成28年8月30日(火)から平成28年9月30日(金)までの日(県の休 日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、書留郵便 により平成28年9月30日(金)の午後5時までに必着すること。 ※電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。

提出部数 (4)

正本1部、副本9部

指定管理候補者の選定

平成28年10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審 査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見とし、最 終的に県において選定する。

募集要項の交付

5の(2)に定める場所で、平成28年8月30日(火)から9月30日(金)まで の間に、交付する。

- 説明会
  - (1)日時

平成28年9月6日(火)午前10時

場所 (2)

マリーナ管理棟内

その他 (3)

説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)に定める提出先へあらかじめ連絡すること。

- 留意事項
  - 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。 (1)
    - 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
    - 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
    - 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。 ゥ
    - 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
    - その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当 と認められるとき。
  - (2)提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のた め複写する。
  - (3)提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基 づく開示の請求により開示することがある。
- その他
  - (1)指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容に ついて説明を求める。
  - 指定管理候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。 利用料金収入は、マリーナの維持管理に係る経費に充てる。
  - (3)
  - 指定管理者は、指定期間中における各事業年度(4月1日から翌年3月31日までを一事業年度とする。)終了後において、468千円又は剰余金(各事業年度の総文出額を超える場合におけるその超える部分の金額)か ら消費税額を除いた額の50%に相当する額のいずれか高い額を、県に納付するも のとする。
  - (5) 間合せ先 5の(2)に同じ。

## 熊本県公告第540号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の 登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

		T .		7/// 1 - 5// 2	
登録番号	肥料の	肥料の	保証成分量	その他の	生産業者の氏名  有効期限
	種類	名 称	(%)	規格	又は名称及び住
					所
熊本県肥	消石灰	60.	アルカリ分	含有を許される	岩崎工業株式会 平成34年
第 1 2 9		0 消生	: 60.0	有害成分の最大	社 9月9日
0 号		石灰		量及びその他の	熊本県玉名郡玉
				制限事項は、公	東町大字稲佐3
				定規格のとおり	0 1
				0	
熊本県肥	炭酸カ	1 0.	アルカリ分	含有を許される	岩崎工業株式会 平成34年
第 1 1 5	ルシウ	0 苦土	: 5 5 . 0	有害成分の最大	社 9月18日
4 号	ム肥料	石灰	可溶性苦土	量及びその他の	熊本県玉名郡玉
			: 10.0	制限事項は、公	東町大字稲佐3
	-	-			· ·

		定規格のとおり。	0 1	
ルシウ	: 53.0	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり 。	熊本県玉名郡玉東町大字稲佐3	平成34年 9月19日

#### 登載依頼

#### 有明海自動車航送船組合告示第3号

有明海自動車航送船組合議会平成28年第2回定例会を平成28年9月6日午後1時熊本市に招集する。

平成28年8月30日

有明海自動車航送船組合管理者 川﨑 邦宏

#### 熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成28年度第1回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成28年8月30日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

平成28年9月13日(火)午後2時から午後4時まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県庁本館5階 審議会室

3 議題

5

- (1) 救急告示医療機関の認定について
- (2) その他
- 4 傍聴者の定員
  - 10人 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本地域保健医療推進協議会救急医療專門部会事務局(熊本県健康福祉部健康局医療 政策課)

(電話096-333-2246)

#### 熊本県環境審議会鳥獣部会公告第1号

平成28年度熊本県環境審議会第1回鳥獣部会の会議を、次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成28年8月30日

熊本県環境審議会鳥獣部会部会長 阿 部 正 喜

- 1 開催日時
  - 平成28年9月8日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館13階 展望会議室

- 3 議題
  - (1) 第11次鳥獣保護管理事業計画の変更について
  - (2) 第二種特定鳥獣管理計画 (イノシシ) (ニホンジカ) の変更について
  - (3) 北向山鳥獣保護区北向山特別保護地区の指定の変更について
- 4 傍聴者の定員
  - 10人
- 5 傍聴手続

平	成	28	; 年	Ξ8	} J	∄ ;	30	· F	1		火	.曜	H.					熊	į	7	本	•		県	:		公	•	-	報									5	第 ]	. 2	5	4 9	9 号	ļ	12
	(	1	)事、	一度彩	- 写写	一聴局	希の	1 1 1 1	- 捏旨	者示	子がきい	すこ、	、従	- 会し	一詩イニ	長生	ー の 場	開に	催入之	- 子る2	- テ えここ	一定こ	一時とは	多かの	しょう	まで	できれ	にる	。 当	i 会	: 諱	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<u>ー</u> ) 会	 会 場	易し	こま	お は に	,\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	て、		受付	寸 0.	) j	 う え	之、 冬了	_
6		問	すい	· る		。 わ	せ	<u>.</u> 5	先																				6	,先	<u>:</u>	争ル	負 ~	でイ	テし	<i>,</i>	Ź	主」	負り	にこ	なり	) や	尺穿	<b></b> 第 総	<u> </u>	
		熊熊	本本	:	具月	熊環	本境	こ 下 記 <i>生</i>	市 生	中活	日音	轺:	環	遺境	訂月	司 目	自	然	保	· 日 護 5	色鼠	果	8	翟	<u>†</u> ]	1	号																			
		(	Ħ	, ⊟⊧	Ι,	U	ن	•	G			)	J	U	'	•	<b>4</b>	<i>∠</i> ı	,	U	,																									